

2013 年 12 月 11 日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第 293 号）

# 国家外貨管理局、 外貨流入抑制へ取締りを再び強化 トレードファイナンスの利用に焦点

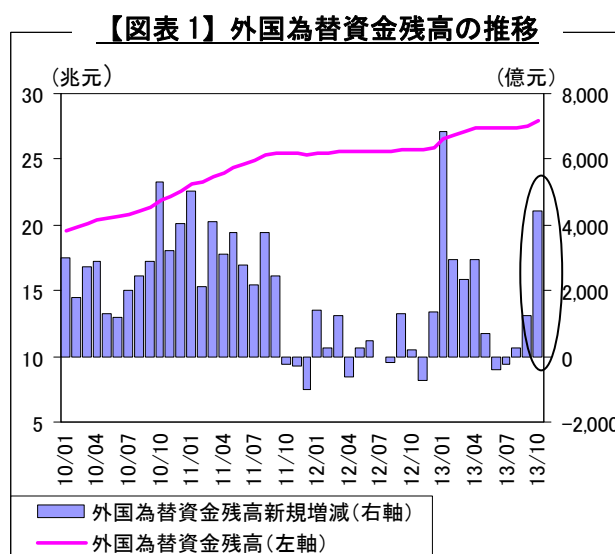
平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2013 年 12 月 6 日付で『銀行のトレードファイナンス業務における外貨管理の完  
善化に関連する問題についての通達』（匯発[2013]44 号、以下『44 号通達』という）を公布しました。  
トレードファイナンスを利用して外貨を流入させ、利ざやを取得する行為が後を絶たないことから、銀  
行に関連業務の審査強化を求めています。

### □ 外貨流入の圧力が継続

国家外貨管理局は 2013 年 5 月、『外貨資金流入管理の強化に関連する問題についての通達』（匯発  
[2013]20 号、以下『20 号通達』という）を公布<sup>1</sup>。外貨の不正流入を防止するために、緊急の管理措置  
を実施しました。これは、2012 年末から 2013 年初  
めにかけて、輸出額の水増し申告や架空の貿易取引  
を使った不正な外貨受取が横行し、税関総署が発表  
した 2013 年 3 月の貿易統計において、香港向けの  
輸出が前年同月比 92.9%増と異常な伸びを見せた  
ことが背景にあります。

『20 号通達』を受けた取り締まりの強化により、  
輸出額の「上振れ」や人民元高は収束したかにみえ  
ましたが、9 月以降、再び外貨流入・人民元高の圧  
力が強まります。2013 年 1 月に統計公表以来の最  
高値となる 6837 億元増を記録した外貨為替資金残

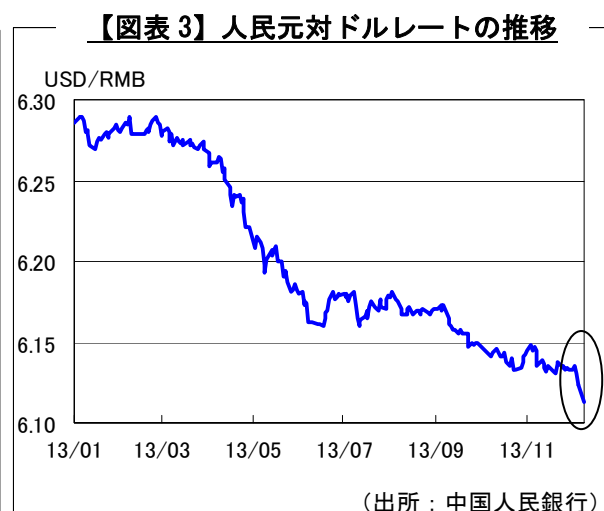
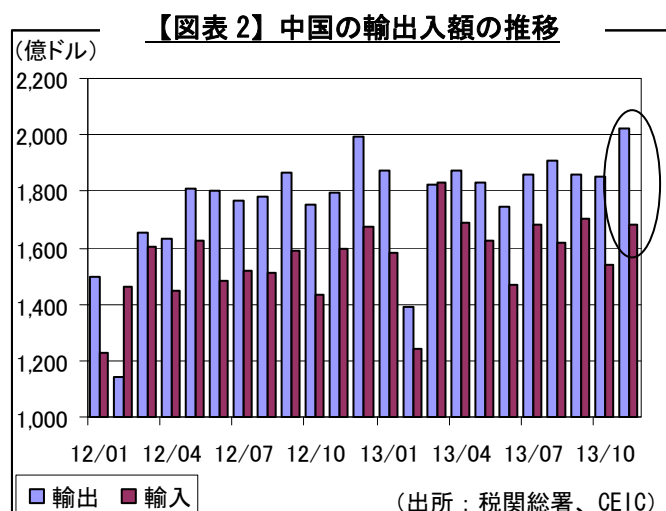


（出所：中国人民銀行、CEIC）

<sup>1</sup> 『20 号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 262 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロード  
できます。⇒ [http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.262.pdf](http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.262.pdf)

高（中国人民銀行が外貨購入に伴って市場に放出した人民元の累計額）は10月、1月以来の高水準となる4416億元に達し、人民元対米ドル為替相場は10月中に終値で最高値を8度も更新しました。

『44号通達』公布直後の12月8日に税関総署が発表した中国の貿易統計によると、2013年11月は輸出が前年同期比12.7%増の2022億ドルに達し、月間輸出額で初めて2000億ドルを突破。輸入は同5.3%増の1684億ドルにとどまり、貿易黒字が338億ドル（2089億元）と5年ぶりの高水準に達しています。一方、中国人民銀行は12月9日、人民元対米ドル相場の仲値を2005年7月の為替相場管理制度改革以来の最高値となる1ドル6.1130元（年初来2.9%の元高）に設定しました。



## □ 疑わしい取引の審査強化を指導

今回『44号通達』が公布されたのは、外貨流入が続く状況下、実際の貿易取引がないにもかかわらずトレードファイナンスを利用し、違法に利ざやを得ようとする行為が少なくないためと考えられます。

『44号通達』は、「企業の貿易（中継貿易を含む）受取・支払代金は、真実、合法的な輸出入もしくは生産経営取引の基礎を有していなければならない」（第1条）ことを再確認した上で、銀行に対し「トレードファイナンスの真実性、コンプライアンス性審査の職責を適切に履行」（第2条）するよう求めています。

特に90日を超えるトレードファイナンス業務について、銀行は以下のような状況のある企業に対する審査を強化し、業務の真実性、コンプライアンス性に疑問の残る場合は、企業に対して取引契約書や貨物所有権証書を提出するよう要求しなければならないとされています（第2条第2項）。

### 90日を超えるトレードファイナンス業務で銀行が特に審査を強化する必要がある状況

- ✓ 融資業務の頻度が高く、規模が大きく、取引相手が相対的に集中しているか関連企業であり、貿易収支における外貨と人民元の通貨ミスマッチが目立つ等の特徴を有している場合
- ✓ 融資に対応する商品が、それ自体の価値が高いか生産の付加価値が高い、体積が小さく輸送しやすいか梱包・保管が標準化しやすい等の特徴（これらに限らない）を有している場合
- ✓ 中継貿易、転売（税関特殊監督管理区域を経由して貨物を輸入し、かつ転売して輸出すること）等の形式を通じて対外貿易活動を展開している場合

（『44号通達』第2条）

一方で外貨管理局は、以下のような状況のある貨物貿易外貨管理 A 類企業に対して「リスク提示書簡」を送付し、10 営業日以内に状況を説明するよう要求するとしています（第 3 条）。その上で、企業が遅滞なく状況を説明しないか、合理的な説明を行うことができない場合、外貨管理局は『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』（匯発[2012]38 号）の規定に基づき、当該企業を B 類、C 類に格下げする方針です（同上）。

#### 「リスク提示書簡」送付の対象となる A 類企業

- ✓ 資金流と貨物流の深刻な不一致が存在する
- ✓ 中継貿易の受取・支払規模が大きく、かつ成長が速い
- ✓ 90 日を超えるトレードファイナンスの規模が大きく、かつ比率が高い
- ✓ クロスボーダーファイナンスにおける利ざや取得取引の典型的な特徴を有する 等

（『44 号通達』第 3 条）

なお、外貨管理局は、トレードファイナンス業務の比率が高く、違法な利ざや取得を行った疑いのある企業向けにトレードファイナンスを提供している銀行に対し、銀行業務資料の抜取検査を行って銀行の審査状況を評価し、必要に応じて立入検査も行うとしています（第 4 条）。

\*

『44 号通達』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 7 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

#### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - （1）本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
  - （2）今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**国家外貨管理局  
匯発[2013]44 号  
銀行のトレードファイナンス業務における  
外貨管理の完善化に関連する問題についての通達**

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：

金融による実体経済支持の力を強化し、法を守るコンプライアンス企業の正常な経営を支持し、外貨収支リスクを防止するため、ここに銀行のトレードファイナンス業務における外貨管理の完善化に関連する問題について以下のように通知する。

**1、 企業の貿易受取・支払は真実、合法でなければならない**

企業の貿易（中継貿易を含む、以下同）受取・支払代金は、真実、合法的な輸出入もしくは生産経営取引の基礎を有していなければならない、貿易背景を虚構し銀行の信用を利用してクロスボーダー受取・支払業務を行ってはならない。

**2、 銀行は、トレードファイナンスの真実性、コンプライアンス性審査を完善化しなければならない**

銀行は、「自行の顧客を理解する」原則を遵守し、トレードファイナンスの真実性、コンプライアンス性審査の職責を適切に履行し、実体経済における真実のトレードファイナンス需要を積極的に支持し、企業が貿易背景を虚構して銀行融資を騙し取ることを防止しなければならない。

- (1) 企業が銀行に信用状、取立等の方式でクロスボーダー取引に係るトレードファイナンス業務を申請した場合、銀行は企業の生産経営、財務状況、製品および市場等の状況に基づき、関連貿易背景の真実性、コンプライアンス性を確認し、トレードファイナンスの金額、期限と相応の貿易背景が一致しているか否かを確認しなければならない。
- (2) 長期（90 日以上、短期業務のロールオーバーもしくはその他のトレードファイナンスとして累計期限が 90 日を超える場合を含む、90 日を含まず、以下同）トレードファイナンス業務について、銀行が十分なもしくは高い比率の保証金を受け取っているか否かにかかわらず、以下のいずれかの状況が存在する場合、銀行は顧客に対する理解に基づいて、審査の力を強化しなければならない。銀行は、業務の真実性、コンプライアンス性に対して疑問がある場合、企業に取引関連契約と正本の貨物所有権証憑の提出を要求し、貿易背景を虚構した融資行為を効果的に選別しなければならない。

1. 融資業務は、頻度が高く、規模が大きく、取引相手が相対的に集中もしくは関連企業であり、貿易収支における外貨と人民元の通貨ミスマッチが比較的目立つ等の特徴を有している。
2. 融資に対応する商品は、それ自体の価値が高い、もしくは生産した付加価値が高い、体積が小さく輸送しやすい、もしくは梱包・保管が標準化しやすい等の特徴（これらに限らない）を有している。
3. 中継貿易、転売（税関特殊監督管理区域を経由して貨物を輸入し、かつ転売輸出することを指す）等の形式を通じて対外貿易活動を展開している。

(3) 銀行は、トレードファイナンスの真実性、コンプライアンス性に対する職責を尽くした調査を強化し、関連リスク防止の内部統制制度を制定し、疑いのある取引を識別する主体性および敏感性を向上させ、当該銀行の業務部門および分支機構、店舗に対する監督指導を強化し、銀行基層で考課指標を管制させるために審査要求を緩和し、さらには顧客に協力して外貨管理規定を回避する現象の出現を厳禁しなければならない。

(4) 銀行は、日常業務の取り扱いにおいて、企業が本条第（2）項に係わり、かつ取引に疑いのあることを発見した場合、遅滞なく国家外貨管理局分支局（以下「外管局」）というに報告し、合わせて積極的に外管局に協力して措置を採用し異常なクロスボーダー資金の流入を防止しなければならない。

### 3、 企業貿易外貨受取・支払分類管理を完善化する

A 類企業に資金流と貨物流の深刻な不一致が存在する、または中継貿易の受取・支払規模が比較的大きくかつ成長が比較的速い、長期トレードファイナンスの規模が比較的大きくかつ比例が高い、クロスボーダーファイナンスにおける利ざや取得取引の典型的な特徴を有する等の状況がある場合、外管局はそれに『リスク提示書簡』を発送し、それに 10 営業日以内に状況を説明するよう要求する。

企業が遅滞なく状況を説明しない、または合理的な解釈を行うことができない場合、外管局は『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』（匯発[2012]38 号文書の印刷・配布）第 55 条等の規定に基づき、それを B 類に組み入れる。情状が深刻な場合、C 類に組み入れ、厳格な監督管理を実施する。

企業が上項の規定により B 類企業に組み入れられた後、関連指標が連続して 3 カ月間正常である等の条件に合致する場合、外管局はそれを A 類に回復させる。A 類回復の条件に合致しない場合、分類監督管理期間を 3 カ月間延長する。6 カ月の監督管理期限が満了してもなお A 類回復の条件に



合致しない場合、情状の深刻度をみて、分類監督管理期間を1年間継続延長する、またはB類からC類に転じて、監督管理期間を1年とする。

#### 4、 銀行トレードファイナンスの真実性、コンプライアンス性に対するモニタリング確認を強化する

外管局は、銀行のトレードファイナンスの真実性、コンプライアンス性に対するモニタリングの程度を強化しなければならない。長期トレードファイナンス業務の比率が比較的高く、合わせて貿易背景を虚構してクロスボーダーで利ざやを取得した疑いのある企業のためにトレードファイナンスサービスを提供している銀行について、外管局は一定比率の銀行業務資料を抜取調査し、銀行による取引の真実性、コンプライアンス性に対する職責を尽くした審査の状況を評価し、必要なときに立入確認もしくは検査を実施することができる。

銀行が外管局の立入確認もしくは検査を妨害もしくは拒否して受けない、または業務の抜取調査および立入確認、検査の過程において銀行が企業のためにトレードファイナンス業務を行ったときに十分に審査の職責を履行していないことを発見した場合、外管局は銀行にリスク提示を行う、または『外貨管理条例』等の法規に基づき処罰を科すことができる。

#### 5、 処罰の力を強化する

銀行、企業が本通達の規定に違反した場合、外管局は『外貨管理条例』等の法規に基づき処罰を科す。証憑および商業書類の偽造、変造または証憑および商業書類の重複使用を通じて虚偽貿易に従事し、外貨を国内に払い込んだ場合、違法流入行為として処罰し、外貨収入を元転した場合、違法元転行為として処罰し、騙して外貨を購入した場合、違法な利ざや取得行為として処罰し、国内外貨を国外に送金した場合、外貨逃避行為として処罰する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

本通達は、発布の日より実施する。国家外貨管理局各分局、外貨管理部は通達を受け取った後、直ちに管轄内の中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外商独資銀行、中外合併銀行、外国銀行の支店および農村合作金融機関に転送すること。各中資外貨指定銀行は本通達を受け取った後、直ちに所轄の分支機構に転送すること。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。

連絡電話：010-68402450

特にここに通知する。

国家外貨管理局

2013年12月6日

(中国語原文)

**国家外汇管理局**  
**汇发〔2013〕44号**  
**关于完善银行贸易融资业务外汇管理有关问题的通知**

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为加大金融支持实体经济力度，支持守法合规企业正常经营，防范外汇收支风险，现就完善银行贸易融资业务外汇管理有关问题通知如下：

**一、 企业贸易收支应当真实、合法**

企业的贸易（含转口贸易，下同）收付款应当具有真实、合法的进出口或生产经营交易基础，不得虚构贸易背景利用银行信用办理跨境收支业务。

**二、 银行应完善贸易融资真实性、合规性审查**

银行应当遵循“了解你的客户”原则，切实履行贸易融资真实性、合规性审查职责，积极支持实体经济真实贸易融资需求，防止企业虚构贸易背景套取银行融资。

（一）对于企业向银行申请以信用证、托收等方式办理跨境交易项下贸易融资业务的，银行应当根据企业生产经营、财务状况、产品和市场等情况，确认相关贸易背景的真实性、合规性，核实贸易融资金额、期限与相应贸易背景是否匹配。

（二）对于远期（90 天以上，包括即期业务展期或叙作其他贸易融资累计期限超过 90 天，不含 90 天，下同）贸易融资业务，无论银行是否收取足额或高比例保证金，只要存在以下情况之一的，银行应当基于对客户了解，加大审查力度；银行如对业务真实性、合规性存有疑问，应当要求企业提供交易相关合同与正本货权凭证，以有效甄别虚构贸易背景的融资行为。

1. 融资业务具有频率高、规模大、交易对手相对集中或为关联企业、贸易收支中外汇与人民币币种错配较为突出等特点；
2. 融资对应商品具有（但不限于）自身价值高或生产的附加值高、体积小易于运输或者包装存储易于标准化等特点；
3. 通过转口贸易、转卖（指经由海关特殊监管区域的货物进口并转售出口）等形式开展对外贸易活动。

（三）银行应当加强贸易融资真实性、合规性尽职调查，制订相关风险防范内控制度，提高识别可

疑交易的主动性和敏感性；加强对本银行业务部门和分支机构、网点的监督指导，严禁出现银行基层为完成考核指标而放松审查要求、甚至协助客户规避外汇管理规定的现象。

（四）银行办理日常业务中发现企业涉及本条第（二）项且交易可疑的，应当及时向国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）报告，并积极配合外汇局采取措施防止异常跨境资金流入。

### 三、完善企业贸易外汇收支分类管理

A 类企业存在资金流与货物流严重不匹配或者转口贸易收支规模较大且增长较快、远期贸易融资规模较大且比例偏高、具有跨境融资套利交易典型特征等情况的，外汇局将向其发送《风险提示函》，要求其在 10 个工作日内说明情况。

企业未及时说明情况或无法做出合理解释的，外汇局依据《货物贸易外汇管理指引实施细则》（汇发[2012]38 号文件印发）第五十五条等规定，将其列为 B 类；情节严重的，列为 C 类，实施严格监管。

企业按前款规定列为 B 类后符合相关指标连续 3 个月正常等条件的，外汇局将其恢复为 A 类；不符合恢复 A 类条件的，延长分类监管期 3 个月；6 个月监管期满依然不符合恢复 A 类条件的，视情节严重程度，继续延长分类监管期 1 年，或将 B 类转为 C 类，监管期 1 年。

### 四、加强对银行贸易融资真实性、合规性的监测核查

外汇局应当加大对银行贸易融资真实性、合规性的监测力度。对于远期贸易融资业务占比较高，并为涉嫌虚构贸易背景跨境套利的企业提供贸易融资服务的银行，外汇局可抽查一定比例的银行业务资料，评估银行对交易真实性、合规性的尽职审查情况，必要时实施现场核查或检查。

银行阻挠或拒不接受外汇局现场核查或检查，或在业务抽查和现场核查、检查过程中发现银行为企业办理贸易融资业务时未充分履行审查职责的，外汇局可向银行进行风险提示，或按照《外汇管理条例》等法规予以处罚。

### 五、加大处罚力度

银行、企业违反本通知规定的，外汇局按照《外汇管理条例》等法规予以处罚。通过伪造、变造凭证和商业单据或重复使用凭证和商业单据从事虚假贸易，将外汇汇入境内的，以非法流入定性处罚；将外汇收入结汇的，以非法结汇定性处罚；骗购外汇的，以非法套汇定性处罚；将境内外汇汇往境外的，以逃汇定性处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。



本通知自下发之日起实施。国家外汇管理局各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行以及农村合作金融机构。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402450。

特此通知。

国家外汇管理局  
2013年12月6日